

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和元年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年五月二十三日奈良県指令高土第三〇―一九号

令和元年十月三十日奈良県指令高土第三〇―一九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十一月十五日高土第九四七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十一月十五日高土第三九〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字有井七六番一、七六番三、七六番五、七六番六、七六番七、七六番

八及び七六番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字有井五八番地の一

豊富住建株式会社 代表取締役 山田義秀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字有井七六番一

下水道 大和高田市大字有井七六番一の一部

水路 大和高田市大字有井七六番九